

2019年4月19日

全国中小企業団体中央会
 会長 大村 功 作 殿
 京都府地域事務局
 京都府中小企業団体中央会
 会長 渡 邊 隆 夫 殿

申請者住所 (〒619-0238)
 京都府相楽郡精華町精華台七丁目5番地1

氏 名 イーセップ株式会社
 代表取締役社長 澤村 健一^印
 ※「共同申請」で申請を行う場合は連名で記載

平成30年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金に係る
 補助金交付申請書

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金交付規程第5条の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり、補助金の交付を受けたく関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業計画名

シリカ系ナノセラミック膜原材料ナノ粒子品質検査装置の導入と活用

2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額

(1) 補助事業に要する経費	7,697,160円 (税込み)
補助事業に要する経費	7,127,000円 (税抜き)
(2) 補助対象経費	7,127,000円 (税抜き)
(3) 補助金交付申請額	4,751,333円 (税抜き)

※ 以下、必要に応じて追加してください。

3. 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分

別紙 補助事業計画書のとおり

(添付書類)

- ・ 補助事業計画書 (補助金交付申請書の別紙)
- ・ 登記事項証明書
- ・ その他全国中央会及び京都府地域事務局が必要と認める書類

(注1) 申請書の用紙サイズは原則としてA4判の片面印刷とし、添付書類とともに提出してください。

(注2) 上記の提出に加えて、申請書の内容が全て入力された「word」のファイルを、電子媒体 (CD-R) に保存のうえ、1部提出してください。

京中発第76号
2019年5月17日

イーセップ株式会社
代表取締役社長 澤村 健一 殿

全国中小企業団体中央会
会長 大村 功
京都府地域事務局
京都府中小企業団体中央会
会長 渡邊 隆夫



平成30年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金に係る
補助金交付決定通知書

2019年4月19日付け文書をもって申請のありました上記補助金については、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金交付規程第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

- 補助金の交付の対象となる事業の内容は、2019年4月19日付け「平成30年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金に係る補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）」記載のとおりとする。
- 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	7,697,160円（税込み）
補助事業に要する経費	7,127,000円（税抜き）
補助対象経費	7,127,000円（税抜き）
補助金交付決定額	4,751,333円（税抜き）
- 補助対象経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額の区分は、補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及びものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金交付規程（平成31年2月18日30全中発第021815号。以下「交付規程」という。）で定めるところに従うこと。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、補助事業実施期間中及び補助事業終了後において次の措置が講じられる場合があるので留意すること。

 - 適正化法第17条第1項若しくは第2項の規定による交付決定の取消し、第18条第1項の規定による補助金等の返還又は第19条第1項の規定による加算金の納付
 - 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則